

1 事前調査について

(1) 事前調査の対象等（大気汚染防止法第18条の15第1項又は第4項関係）

問1	金属製の建材のみの取り替えや、既存材料の損傷、除去が発生しない工事でも事前調査は必要か。
-----------	---

【答】

建築物等の解体等工事を行う元請業者は事前調査を行う義務がありますが、以下の作業は「建築物等の解体等工事」に該当しないため、事前調査を行う必要はありません。

- ・ 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。
- ・ 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- ・ 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 1 事前調査の対象等」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問2	道路アスファルト舗装改修工事について、事前調査の必要があるか。
-----------	--

【答】

建築物等の解体等工事を行う元請業者は事前調査を行う義務がありますが、以下の作業は「建築物等の解体等工事」に該当しないため、事前調査を行う必要はありません。

- ・ 道路法第2条第1項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（工作物のうち建築物に設置されているもの、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が告示に掲げる工作物を除く。）

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 1 事前調査の対象等」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問3	平成18年9月1日以降に建てられた建築物の改修工事を行うが、平成18年9月1日以降は石綿の新たな使用が禁止されており、石綿が含有していないことが明らかであるため、事前調査はしないこととしてよいか。
----	--

【答】

そもそも、平成18年9月1日以降に建てられた建築物かどうかを確認する行為が事前調査の一部（建築物等の設置の工事に着手した日の調査）であるため、建築物等の解体等工事を行う場合には、事前調査が必要です。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 1 事前調査の対象等」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



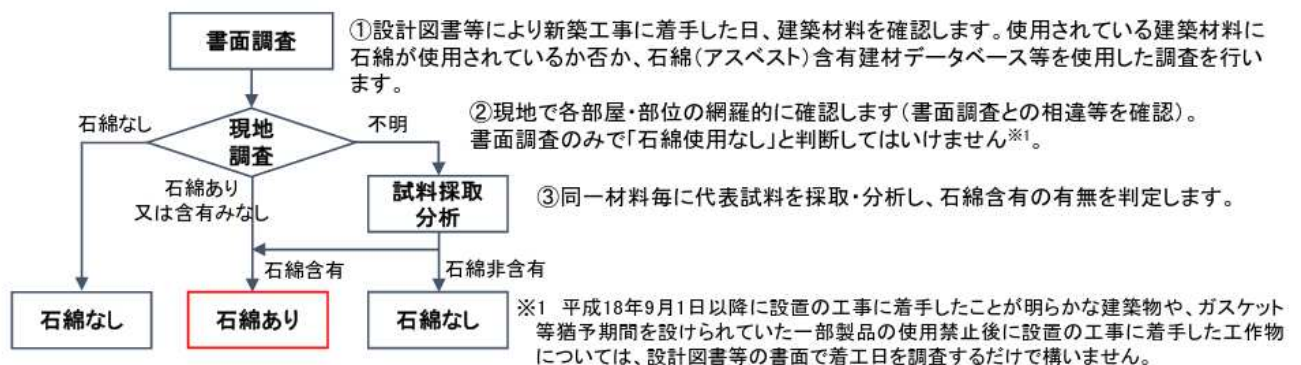
(2) 事前調査の方法（大気汚染防止法第18条の15第1項又は第4項関係）

問1	石綿なしと判断する根拠として、「目視」のみで判断してよいか。
----	--------------------------------

【答】

設計図書等の書面による調査及び目視による調査を行い、石綿が含有しているかが明らかにならなかった場合には分析による調査を行うこととされていますので、「目視」のみで石綿なしとすることはできません。

・事前調査の方法



参考

○環境省石綿飛散防止リーフレット

<https://www.env.go.jp/content/000066248.pdf>



問2	事前調査は書面調査のみで完了してもよいか。
-----------	------------------------------

【答】

原則として、書面調査後に現地での目視調査は行う必要があります。というのも、現場施工の建材やリフォームの実施などで書面の記載と現場の状況が違う場合があるためです。また、石綿の規制は段階的に厳しく改定されてきたため、書面作成時の法令では石綿無しと判断できたものが、現在の規制基準では石綿有りとなる場合もあります。

ただし、建築や建材設置の着手日によっては書面調査のみで完了できる場合があります（以下参考を参照）

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 2 事前調査の方法」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問3	解体工事の事前調査を実施するにあたり、分析調査を必ず行わなければならないのか。
-----------	--

【答】

書面による調査及び現地での目視による調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかったとき*は、分析による調査を行う必要があります。

ただし、当該解体工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、分析調査を実施する必要はありません。

※ 事前調査の方法は、1（2）問1をご覧ください。

問4	以前に分析した結果があるが、有効か。
-----------	---------------------------

【答】

現在と同じ規制基準（0.1%以上、クリソタイル等6物質）で行った分析結果であれば有効になります。石綿の規制は5%→1%→0.1%超のものと、段階的に厳しく変わってきたため、以前の規制基準の分析結果では、石綿無しと判断できないためです。

問5	事前調査の有資格者がいない場合、令和5年10月1日以降に行う建築物の事前調査はどのように実施すればよいか。
-----------	--

【答】

有資格者がいない場合は、元請業者の責任において、別業者の有資格者に事前調査を委託することも可能です。

その場合、実際の現場において事前調査を行った範囲や内容について説明を受けるよう努めてください。

問6	事前調査の資格を取得するためにはどうすればよいか。
-----------	----------------------------------

【答】

令和5年10月1日以降に着手する解体等工事に係る建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。講習を受講したい場合は、下記の講習機関まで直接お問い合わせ下さい。また、令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望ましいです。

参考

○建築物石綿含有建材調査者講習
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



○日本アスベスト調査診断協会
<https://www.nada20090620.com/admission/>



(3) 事前調査の記録・備え置き（大気汚染防止法第18条の15第3項、第4項又は第5項関係）

問1	発注者に対して書面にて説明した事前調査の資料は、説明の後は、破棄してもよいか。
-----------	--

【答】

事前調査に関する記録の他、発注者に対して書面にて説明した事前調査の資料の写しは、元請業者が解体等工事の終了した日から3年間保存しなければなりません。ただし、電磁的記録を使用して保存することもできます。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 4 事前調査に関する記録」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問2	事前調査に関する記録の備え置きとは何か。
-----------	-----------------------------

【答】

事前調査に係る工事を行う際は、事前調査に関する記録の写しを現場に備えおく必要があります。これは工事業者や行政の職員が石綿の使用箇所等を確認できるようにするためのものです。そのため”備え置く”というのは、工事を行う業者や、行政の職員が確認できる状態であれば問題ありません。記載事項については次のとおりです。

(記録事項)

- ・解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）
- ・解体等工事の場所

- ・解体等工事の名称及び概要
- ・事前調査の終了年月日及び事前調査の方法
- ・解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（一部の設備については建築材料を設置した年月日）
（以下、※は大気汚染防止法施行規則 第 16 条の 5 第 1 号イからホ に該当する場合は不要）
- ・解体等工事に係る建築物等の概要※
- ・改造し、又は補修する作業の場合は、当該作業の対象となる建築物等の部分※
- ・調査者などの氏名（建築物の解体等工事の場合、令和 5 年 10 月 1 日から）※
- ・分析による調査を行ったときは、調査を行った箇所、調査者の氏名及び所属機関又は法人の名称※
- ・各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（みなした場合はその旨）及びその根拠※

問 3	事前調査の記録の現場への備え置きは、現場事務所等がないため、会社に保管しておけばよいか。
------------	---

【答】

会社等ではなく、当該解体工事の現場に備え置く必要があります。なお、備え置くとは、事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態であればよいです。現場事務所等がない場合でも、工事車両に備え置く、電子機器等で確認できる状態にしておくなどでも差し支えありません。

参考

○令和 2 年 11 月 30 日付け環水大大発第 2011301 号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第 3 事前調査 5 事前調査に関する記録の写しの備置き」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



2 事前調査結果の報告について

(1) 報告対象（大気汚染防止法第 18 条の 15 第 6 項関係）

問 1	事前調査をした結果、石綿が無い場合は行政へ報告しなくともよいか。
------------	---

【答】

石綿の有無に関わらず、次の要件に該当する場合は行政への報告が必要です。

解体等工事の対象	解体等工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物	解体	作業対象の床面積の合計が 80㎡ 以上
	改造・補修	請負代金の合計額が税込み 100 万円以上
特定の工作物※	解体、改造・補修	請負代金の合計額が税込み 100 万円以上

※ 報告対象となる工作物（令和2年10月7日 環境省告示第77号）は、次のとおりです。

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ①反応槽 | ⑨変電設備 |
| ②加熱炉 | ⑩配電設備 |
| ③ボイラー及び圧力容器 | ⑪送電設備（ケーブルを含む） |
| ④配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く） | ⑫トンネルの天井板 |
| ⑤焼却設備 | ⑬プラットホームの上家 |
| ⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く） | ⑭遮音壁 |
| ⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く） | ⑮軽量盛土保護パネル |
| ⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く） | ⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 |

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問2	改修工事の場合、請負代金の合計額が100万円以上であるものが、報告対象となっているが、「請負代金の合計」に、事前調査の費用も含まれるか。
-----------	---

【答】

事前調査の費用は含まれません。

「請負代金の合計」とは、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む額としています。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問3	壁、天井に穴をあけて機械を設置するが、設置費用が30万円で材料費が80万円の場合、行政への報告は不要と考えてよいか。
-----------	---

【答】

壁、天井に穴をあける場合は、建築物の改造・補修に該当し、材料費も含めて、当該作業の請負代金の合計^{*}が100万円以上となるため、行政への報告が必要です。

※ 請負代金の合計の考え方は、2（1）問2をご覧ください。

問4	解体等工事を複数に分割して契約した、個別の契約では報告要件未滿だが、すべての契約を合わせると報告要件を超える。行政への報告は必要か。
-----------	---

【答】

解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合、一の契約で請け負ったものとみなし、行政への報告は必要です。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問5	工作物を解体（改造・補修）する場合、行政への報告は不要か。
-----------	--------------------------------------

【答】

対象となる工作物^{*}であって請負代金の合計額が100万円以上の場合、行政への報告が必要です。

なお、船舶の解体（改造・補修）を行う場合は、労働基準監督署のみ報告が必要になるので、注意してください。

※ 令和2年10月7日 環境省告示第77号のとおりであり、2（1）問1をご覧ください。

問6	建築物等の解体等工事に該当しない場合は事前調査の必要がないため、行政への結果報告も不要と考えてよいか。
-----------	--

【答】

貴見のとおりです。

（2）行政への報告方法等（大気汚染防止法第18条の15第6項関係）

問1	工事の下請業者が元請業者から依頼を受けて代理で報告を行うことは可能か。
-----------	--

【答】

元請業者が事前調査結果を行政へ報告しなければなりませんので、下請業者が代わりに報告を行うことはできません。

問2	いつまでに報告すればよいか。
-----------	-----------------------

【答】

事前調査後に調査結果の整理など必要な作業を行った上で速やかに報告をお願いします。遅くとも解体等工事に着手する前に報告をお願いします。ただし、解体等工事に係る建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行ってください。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問3	報告の方法について詳しく知りたい。
-----------	--------------------------

【答】

石綿使用の有無に関わらず報告対象の解体等工事についての報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから報告をお願いします。環境省のウェブページに動画で詳しく入力方法などを掲載されています。

参考

○石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>

○環境省 石綿事前調査結果の報告について

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html



問4	どこに報告すればよいか。
-----------	---------------------

【答】

石綿事前調査結果報告システムの入力画面において、工事現場情報を入力する（郵便番号検索を行う）と報告先が自動入力されます。念のため、報告先を確認したい等の場合は、以下URLを参照してください。

参考

○解体等工事における石綿飛散防止に関する報告・届出・お問い合わせ先

https://www.env.go.jp/air/asbbestos/post_87/post_98.html

